

各関係団体の長 様

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課長

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について（通知）

日頃から本道の保健福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省社会・援護局長及び老健局長から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせするとともに、貴団体会員の皆様に周知くださいますようご協力をお願いします。

記

### 1 添付資料

- (1) 「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」（平成29年9月29日社援発0929第4号及び老発0929第2号）（都道府県知事、政令市・中核市長、地方厚生（支）局長あて厚生労働省社会・援護局長及び老健局長通知）
- (2) 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成29年9月29日法務省及び厚生労働省令第5号）
- (3) 「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年9月29日厚生労働省告示第320号）
- (4) 「技能実習「介護」における固有要件を定める告示について」（概要資料）

### 2 道のホームページにおける資料掲載について

上記添付資料について、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課のホームページからダウンロードすることができます。

○ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/jinza/gaikokujinnkaigojinnza.htm>

### 3 参考

厚生労働省「外国人技能実習制度への介護職種の追加について」

○ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>

福祉基盤グループ  
担当 檉村  
内線 25-620  
E-mail kashimura\_chiaki@pref.hokkaido.lg.jp